

J P 労組北陸退職者の会会報

第13号

2017年7月1日
発行責任者 坂本哲治
編集責任者 串田信行

2017年度活動計画(案)決まる



昨年の第2回定期地方総会模様(新役員紹介)

北陸退職者の会第3回定期総会に提案 会員の親睦と交流、 世話役活動などに力点

J P 労組北陸
地方退職者の会
(会長・坂本哲
治、会員数一、

〇〇七名)は、去る6月25
日、第3回地方幹事会を開
催し、7月23日に開催する
第3回定期地方総会に提案

する「2017年度活動計
画(案)」を決定しました。
その内容は、昨年の地方
総会で決定した内容を踏襲
するもので、特に、会員の

親睦と交流、生涯にわた
り会員をサポートするため
に困り事への相談などの世
話役活動を推進すること、
および2016年度に成果を

第3回定期地方総会は7月23日に開催

第3回定期地方総会は、
7月23日、金沢市の「ガー
デンホテル金沢」で開催す
ることを決定しました。

長、串田事務局長、近藤幹
事の選出をしました。

各連協幹事会も

2017年度活動計画(案) を示す

北陸地方総会の構成員
は、運営細則により①各連
協代表8名(合計24名)、
②地方幹事10名、③J P 労
組北陸地方担当役員―と
なっています。

また、第3回地方幹事会
では、7月12、13日に開催

各連協幹事会は、北陸地
方幹事会の協議・決定を受
けて、「2017年度活動
計画(案)」を協議・決定し、

本会報に添付して会員のみ
なさんにお示ししましたの
で、地方の活動計画(案)
共々ご一読下さい。

挙げた会員拡大の取り組み
を継続して取り組むこと―
―等です。

また、昨年の総会で決定
し発足させた「準会員制度」
が「協力会員制度」として
全国展開することとなった
ことから、現役の協力を得
つつ、連協・支部での現役
組織との連携を強化しなが
ら、退職者の活動への参加
呼びかけなど理解・共感を
得る取り組みを行います。

J P 労組北陸退職者の会2017年度活動計画(案)

I はじめに

1. 昨年7月10日投票された第24回参議院議員選挙において、J P 労組組織内候補「難波奨二」は見事に再選を果たしました。北陸地方退職者の会も懸命に取り組み、勝利への役割を果たすと判断しています。

2. しかし、政府・与党は衆参両院において圧倒的多数であり、数の力を背景に憲法改正をも標榜し横暴な政権運営をしています。今後も難波選挙で発揮した現退一体の運動を継続・発展させていかなるはなりません。

3. 北陸の現在の会員数は1,007名です。この1年間、新規加入者45名を迎え入れることができました。一方、死亡会員が27名また希望退会が24名とな

り、昨年の総会時と比較すると6名の減少となりました。純増まではもう一歩でした。

4. 昨年の「第2回地方総会」において、退職後も再雇用等で働く方を「協力会員」とする制度を発足いたしました。「協力会員」が郵政職場を辞めたとき、退職者の会へ入っていただく

ためにも「集まり楽しむ、また会員をサポートする」そんな活動を前進させていくこととします。

5. J P 労組退職者の会は現役組織と一体となって、生涯に亘り組合員・会員をサポートする組織です。少子高齢化社会はますます深刻化しています。年金・医療・介護などの社会保障制度の充実を次世代のためにも取り組んでいくこととします。

出ましたが、今年4月の徴収時には少数となりました。

(3) 退職者の会設立から3年が経過し、年会費徴収も回数を重ねることで退会希望者は減少してきています。連協・支部活動の充実の成果ともいえます。

しています。北陸地方退職者の会も呼称を協力会員に統一しました。

(2) 協力会員の方に退職後、退職者の会の会員となっていた方には現役組織の会員管理と退職時においての加入勸奨が重要といえます。

(3) J P 労組北陸地本とは退職者の会の会員拡大につながるよう、制度の運用について意見交換を積み重ねています。現在の協力会員は、富山連協58名、石川連協85名、福井連協60名です。

II 1年間を振り返って

1. 会員拡大の取り組み

(1) 第2回地方総会(2016年8月7日)以降の新規加入状況は45名で全支部において新規加入がありました。連協・支部における創意工夫した活動と

多くの役員・会員が情熱をもって取り組んだ成果といえます。

(2) しかし、死亡退会と希望退会が新規加入者を上回り、純増とはなりませんでした。これまで退会希望者は年会費の徴収時に多数

は「定年・勸奨等で退職後、再雇用や期間雇用等で働くJ P 労組組合員を準会員とし、退職者の会の会報を送付または行事等への参加を呼び掛ける。その上で退職者の会に理解を深めていただき職場退職後、正会員になっただけ」制度を発足させました。

※本年1月、J P 労組は同様の主旨で「協力会員」制度を設けると全国指導

3. 共済活動の推進と「共済会計」の有効活用

(1) 退職者(退職者の会未加入者も含む)の「火災共済・自然災害共済」「交通災害共済」「マイカー共済」などは、現役加入者を上回る加入状況となっています。

(2) 加入継続と加入促進に向け、連協・支部の会議



や行事に併せ、共済会計またはJ P 共済地方部が経費を負担する共済説明会・学習会が行われるようになってきました。

(3) 結果として退職者の会における会議や行事の経費負担が軽減となっていま

4. 情報の発行

す。共催活動の推進は連協・支部活動の充実・前進にもつながったといえます。

(1) 「北陸地方退職者の会会報」は第2回地方総会

以降、「第10号(2016年10月1日)」「第11号(2017年1月1日)」「第12号(2017年4月1日)」と発行してきました。

(2) 今年度は年金・医療・介護等、高齢者の生活に大きくかわる社会保障制度の内容や問題点を掲載してきました。

(3) 連協・支部が作成した情報・文書などについて要請があった場合、「北陸地方退職者の会会報」発行時に同封郵送してきました。

5. 会議の開催

(1) 北陸地方退職者の会は、地方幹事会を3回開催し、組織の拡大、政治活動の推進、共済商品の加入促進などについて議論し、連協・支部活動の方向性について確認してきました。

(2) 連協・支部の活動を共有化するため地方幹事会役員が、所属の連協・支部以外の会議や行事に参加し

てきました。

(3) 現役組織とは互いの課題について、J P 労組地本役員も参加する地方幹事会の場で意思統一をはかっ

Ⅲ 具体的な行動展開

1. 会員相互の「親睦と交流」

北陸地方退職者の会は設立以降の3年間余り、「親睦と交流」を基本として活動してきました。それぞれの連協・支部においては創意工夫した諸活動が展開されています。今後も「会員が集まり楽しむ」活動の前進をめざしていくこととします。

2. 会員への「世話役活動」

退職者の会の基本理念は「生涯に亘り会員をサポートする」ことです。高齢となつて対応できないことや困っていることに対し、相談に乗り・助け合う「世話

てきました。緊急な課題があれば適時、会長および事務局長がJ P 労組北陸地本と意思疎通を行ってきました。

3. 会員拡大の取り組み

(1) 現役組織と連携し定年や勧奨による退職者(管理者も含む)に加入を呼びかけていきます。

(2) 定年退職や勧奨退職したのち再雇用や期間雇用等で働くJ P 労組組合員には協力会員として、退職者の会会報の送付また連協・支部の行事への参加を呼びかけるなど、退職者の会に理解と共感を持っていただけるよう取り組みます。

(3) 協力会員が退職する際は、J P 労組の地本・連



協・支部と連携し、退職者の会の正会員になっていただくよう取り組んでいくこととします。

(4)すでに退職されている未加入者に、かつて同じ職場で働いていた役員や会員が加入を呼びかけたこと

で、この1年間、多くの新規加入者を迎えることができました。今後さらに呼びかけの輪が広がるよう取り組んでいくこととします。

(5)拡大には親睦活動や世話役活動の充実が求めら

れます。会員が「楽しくて頼りになる」と実感できる活動に取り組みながら、加入呼びかけを行っていくこととします。

4. 政治活動の取り組み

(1)高齢者が不安なく生活できる年金・医療・介護等の社会保障制度の充実、現役組合員の雇用と労働条件の確保に向け、今後も「難波奨二」再選の取り組みを継承し、現退一体の政治活動を発展させていくこととします。

(2) J P 労組は政治活動を側面的に支援する「みらい研」を設立しています。私たちの声を政治の場に反映させるため、「みらい研」会員の拡大を積極的に取り組みます。

5. 平和活動の取り組み

安倍首相は「2020年の新憲法施行」を宣言しています。安心して豊かに暮

らせる平和な社会を継続していくため、J P 労組や退職者連合の取り組んでいる平和活動には積極的に参加していくこととします。

6. 各種共済加入拡大の取り組み

J P 共済生協、(株)郵愛の各種共済商品は、助け合いの制度として加入促進をはかっていくこととします。連協・支部における会議・行事などで共済説明会・学習会を企画するなど機会あるごとに加入継続と新規加入を呼び掛けていくこととします。

7. 会報の発行

「J P 労組北陸退職者の会会報」の発行回数は年4回を基本とします。発行時期は北陸地方幹事会で決定することとします。親しみのある紙面づくりと生活支援となる記事の掲載に努めていきます。

8. 各種会議の開催等について

(1) 2018年度の「第4回北陸地方総会」については、J P 労組北陸地本「第11回定期大会」後に開催することとします。

(2) 北陸地方幹事会は原則、年2回開催することとします。なお、J P 労組北陸地本と協議し必要となった場合は適時開催することとします。

(3) 北陸地方幹事会役員はできる限りの連協・支部における会議や行事に出向き、意思疎通をはかりながら活動の輪を拡げていくこととします。

9. 退職者連合との連携

各県の退職者連合との連携を深め、高齢者が抱える諸課題の前進に向け積極的に関わっていくこととします。